平成２４年（フ）第２４０４号
大阪市住吉区長居西１丁目13番34―506号
債務者　藤本　笑吏
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５５７号
大阪市西区本田４丁目３－５　セントポリア九条402、住民票上の住所大阪市港区池島３丁目５番２―1112号
債務者　宮﨑　綾子（旧姓菅原）
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５７１号
大阪府守口市馬場町１丁目３番34―202号、前住所大阪府守口市金田町１丁目66番４号
債務者　川畑　秀司
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５８２号
大阪府茨木市丑寅２丁目４番24号
債務者　大倉　謙一
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７０４号
大阪府門真市向島町５－５　吉野邸２階、住民票上の住所京都府亀岡市篠町見晴５丁目５番10号
債務者　家城三智香
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７１５号
大阪市淀川区田川３丁目１番35―613号、前住所大阪市平野区平野南２丁目２番16号
債務者　山上　由雄
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７３１号
大阪府高槻市栄町３丁目９番14号
債務者　植前　智子
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８０３号
大阪市北区豊崎２丁目８番11―506号
債務者　柴崎　敦子
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８２４号
大阪市北区天神橋８丁目４番５号　レア・レア梅田６番館７Ａ号室
債務者　島本　正雄
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８４８号
大阪府東大阪市吉田７丁目１番23号
債務者　右松　公次
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８７１号
大阪府枚方市春日東町２丁目39番２号
債務者　辰己佳余子
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８８９号
大阪府八尾市楠根町２丁目21番地の５　楠根ハイツ105号
債務者　若松　典仁
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９０１号
大阪市天王寺区上本町１丁目１番３号　アメニティーヒルズ602号
債務者　近藤　誠
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９３４号
大阪府門真市柳町６番23号
債務者　上東　護
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９４１号
大阪府八尾市八尾木北４丁目95番地　ウエストヒル402号
債務者　田巻　三枝
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６２号
山口県美祢市大嶺町東分来福台２丁目５番地３
債務者　中島　弘子
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第６３号
山口県美祢市大嶺町東分来福台２丁目５番地３
債務者　中島美智子
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
山口地方裁判所宇部支部